

別表 2（第 5 条、第 9 条関係）

費用給付事業に係るサービスに要する費用の額

通則

- 1 費用給付事業に係るサービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- 2 費用給付事業に係るサービスに要する費用の額の算定にあつては、次の表 1 の左欄に掲げる東海市地域生活支援事業サービス提供事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げる費用給付事業に係るサービスの種類に応じて同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。なお、地域区分に属する地域は、表 2 の左欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の右欄に掲げる地域とする。

表 1	地域区分	費用給付事業に係るサービスの種類	割合
	1 級地	移動支援事業 地域デイサービス事業 日中一時支援事業（A型、B型）	1000 分の 1120
	2 級地	移動支援事業 地域デイサービス事業 日中一時支援事業（A型、B型）	1000 分の 1096
	3 級地	移動支援事業 地域デイサービス事業 日中一時支援事業（A型、B型）	1000 分の 1090
	4 級地	移動支援事業 地域デイサービス事業 日中一時支援事業（A型、B型）	1000 分の 1072
	5 級地	移動支援事業 地域デイサービス事業 日中一時支援事業（A型、B型）	1000 分の 1060
	6 級地	移動支援事業	1000 分の 1036

	地域デイサービス事業 日中一時支援事業（A型、B型）	
7級地	移動支援事業 地域デイサービス事業 日中一時支援事業（A型、B型）	1000分の1018
その他	移動支援事業 地域デイサービス事業 日中一時支援事業（A型、B型）	1000分の1000

表2	地域区分	都道府県	地域
	1級地	東京都	特別区
	2級地	東京都	調布市、町田市、狛江市、多摩市、
		神奈川県	横浜市、川崎市
		大阪府	大阪市
	3級地	埼玉県	さいたま市
		千葉県	千葉市、浦安市
		東京都	八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、 小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、 国立市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西東京市
		神奈川県	鎌倉市、厚木市
		愛知県	名古屋市、刈谷市、豊田市
		大阪府	守口市、大東市、門真市
		兵庫県	西宮市、芦屋市、宝塚市
		4級地	茨城県
	埼玉県		朝霞市、志木市、和光市
	千葉県		船橋市、成田市、習志野市
	東京都		立川市、昭島市、東大和市
	神奈川県		相模原市、横須賀市、藤沢市、逗子市、三浦 市、海老名市
	大阪府		豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、 箕面市、四條畷市
	兵庫県		神戸市
	5級地	茨城県	水戸市、日立市、龍ヶ崎市、取手市、つくば 市、守谷市
		埼玉県	川口市、草加市、戸田市、新座市、八潮市、ふ じみ野市

	千葉県	市川市、松戸市、佐倉市、市原市、八千代市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、栄町
	東京都	福生市、あきる野市、日の出町
	神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、愛川町
	愛知県	知立市、豊明市、みよし市
	滋賀県	大津市、草津市、栗東市
	京都府	京都市、長岡京市
	大阪府	堺市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、摂津市、高石市、東大阪市、交野市
	兵庫県	尼崎市、伊丹市、川西市、三田市
	広島県	広島市、府中町
	福岡県	福岡市、春日市
6 級地	宮城県	仙台市、多賀城市
	茨城県	土浦市、古河市、利根町
	栃木県	宇都宮市、野木町
	群馬県	高崎市
	埼玉県	川越市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、越谷市、蕨市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸安市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、伊奈市、三芳町、宮代町、杉戸町、松伏町
	千葉県	木更津市、野田市、茂原市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、白井市、酒々井町、
	東京都	武蔵村山市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町、檜原村
	神奈川県	秦野市、大磯町、二宮町、中井町、清川村
	岐阜県	岐阜市
	静岡県	静岡市
	愛知県	岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、犬山市、江南市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、蟹江町、豊山町、飛島村
	三重県	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市
	滋賀県	彦根市、守山市、甲賀市
	京都府	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、精華町

	大阪府	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、柏原市、泉南市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村
	兵庫県	明石市、猪名川町
	奈良県	奈良市、大和郡山市、生駒市
	和歌山県	和歌山市、橋本市
	福岡県	大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、那珂川市、粕屋町
7 級地	北海道	札幌市
	茨城県	結城市、下妻市、常総市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町
	栃木県	栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、下野市、壬生町
	群馬県	前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町
	埼玉県	熊谷市、深谷市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、川島町、吉見町、鳩山町、寄居町
	千葉県	東金市、君津市、富津市、八街市、富里市、山武市、大網白里市、長柄町、長南町
	神奈川県	南足柄市、山北町、箱根町
	新潟県	新潟市
	富山県	富山市
	石川県	金沢市、内灘町
	福井県	福井市
	山梨県	甲府市、南アルプス市、南部町
	長野県	長野市、松本市、塩尻市
	岐阜県	大垣市、多治見市、美濃加茂市、各務原市、可児市
	静岡県	浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町、森町
	愛知県	豊橋市、半田市、豊川市、蒲郡市、常滑市、小牧市、新城市、東海市、大府市、知多市、高浜市、田原市、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦

		町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村
	三重県	名張市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
	滋賀県	長浜市、近江八幡市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、日野町、竜王町
	京都府	久御山町
	兵庫県	姫路市、加古川市、三木市、高砂市、稲美町、播磨町
	奈良県	大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
	岡山県	岡山市
	広島県	東広島市、廿日市市、海田町、熊野町、坂町
	山口県	周南市
	徳島県	徳島市
	香川県	高松市
	福岡県	北九州市、飯塚市、筑紫野市、古賀市
	長崎県	長崎市
	その他	全ての都道府県 1級地から7級地まで以外の地域

備考 表2の右欄に掲げる地域は、令和6年4月1日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

- 3 費用給付事業に係るサービスに要する費用の額に関する基本的な取扱いは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長発平成18年10月31日付障発第1031001号指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について示されている事項を準用するものとする。
- 4 移動支援事業、地域デイサービス事業及び日中一時支援事業を同一の月に利用したときは、利用者の依頼を受けた事業者が利用者負担額に係る管理を行うもの

とする。この場合の管理に関する取扱いについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）に示されている事項を準用するものとする。

本則

第1 手話通訳派遣等事業

1 手話通訳者派遣サービス費

(1) 派遣費用

ア 所要時間1時間未満の場合 3,000円

イ 所要時間1時間以上の場合 3,000円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに1,500円を加算した額

(2) 交通費

公共交通機関を利用した場合は往復分の交通費、自動車の場合は1キロメートルにつき25円とし、全路程を通算して計算する。

2 要約筆記者派遣サービス費

(1) 派遣費用

ア 所要時間1時間未満の場合 2,500円

イ 所要時間1時間以上の場合 2,500円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに750円を加算した額

(2) 交通費

公共交通機関を利用した場合は往復分の交通費、自動車の場合は1キロメートルにつき25円とし、全路程を通算して計算する。

第2 移動支援事業

1 身体介護を伴う場合

(1) 所要時間30分未満の場合 2,540円

(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 4,020円

(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 5,840円

(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 6,670円

(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 7,500円

(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 8,330円

(7) 所要時間3時間以上の場合 8,330円に所要時間30分を増すごとに830円を加算した額

2 身体介護を伴わない場合

(1) 所要時間30分未満の場合 1,050円

- (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 1, 970 円
- (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 2, 760 円
- (4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 2, 760 円に所要時間 30 分を増すごとに 700 円を加算した額

注 1 移動支援は、東海市地域生活支援事業サービス提供事業所として登録された事業所に対し算定する。

2 利用者に対して、移動支援（社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として 1 日の範囲内で用務を終えるものに限る。）時における外出中の介護をいう。）事業を行う事業所の従業者が、移動支援を行った場合に、現に要した時間ではなく、移動支援計画に位置付けられた内容の移動支援を行うのに要する標準的な時間で算定する。

3 同時に 2 人の移動支援従業者が 1 人の利用者に対して移動支援を行ったときは、それぞれの移動支援従業者が行う移動支援につき算定する。

4 夜間（午後 6 時から午後 10 時までの時間をいう。）又は早朝（午前 6 時から午前 8 時までの時間をいう。）に移動支援を行った場合は、1 回につき 100 分の 25 に相当する額を加算し、深夜（午後 10 時から午前 6 時までの時間をいう。）に移動支援を行った場合は、1 回につき 100 分の 50 に相当する額を加算する。この時間帯加算は、時間帯を跨った場合、多く占める時間帯に合わせて算定する。占める時間帯が等しい場合は、開始時の時間帯で算定する。

5 移動支援の利用開始場所及び終了場所は、居宅にこだわることなく、利用者の安全確保をもって行うものとし、かつ、家族又は次の介護者等からの引き受け及び引き渡しを確実に行うものとする。

6 移動支援事業の利用者が同一の月に複数の移動支援事業所又は地域デイサービス事業及び日中一時支援事業を利用したときに、移動支援事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合は、1 月につき 1, 500 円加算する。

7 利用者が居宅介護、行動援護、同行援護、児童デイサービス、短期入所、日中一時支援、地域デイサービス若しくは通所による施設支援を受けている間又は児童福祉施設に通所している間は、移動支援は、算定しない。

8 重度訪問介護利用者が経済活動等の理由により移動支援を利用した場合は、重

度訪問介護で算定した額と移動支援で算定した額の差額分を加算する。この場合、重度訪問介護の算定において、重度訪問介護上限額管理加算は算定しない。

なお、重度訪問介護が利用できる場合において、移動支援で算定した場合には加算しない。

第3 地域デイサービス事業

1 身体障がい者（難病患者等を含む）デイサービス費

(1) 所要時間4時間未満の場合

ア 区分1 2,950円

イ 区分2 3,190円

ウ 区分3 3,450円

(2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合

ア 区分1 4,910円

イ 区分2 5,330円

ウ 区分3 5,760円

(3) 所要時間6時間以上の場合

ア 区分1 6,380円

イ 区分2 6,930円

ウ 区分3 7,480円

(4) 重度訪問事業の利用者が入院している場合

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい福祉サービス等及び基準該当障がい福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）により算定される費用の額

2 知的障がい者・精神障がい者デイサービス費

(1) 所要時間4時間未満の場合

ア 区分1 2,250円

イ 区分2 2,550円

ウ 区分3 2,850円

(2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合

ア 区分1 3,760円

イ 区分2 4, 250円

ウ 区分3 4, 750円

(3) 所要時間6時間以上の場合

ア 区分1 4, 880円

イ 区分2 5, 530円

ウ 区分3 6, 170円

注1 地域デイサービス費は、東海市地域生活支援事業サービス提供事業所として登録された事業所に対し算定する。

地域デイサービス費は、前段事業所において、地域デイサービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の障がいの程度に応じて注7で定める区分に応じて、現に要した時間ではなく、サービス提供計画に位置付けられた内容の地域デイサービス等を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ額を算定する。

2 1、3、5及び6については、地域デイサービス事業所において、当該地域デイサービス事業所に従事する調理員による食事の提供があること又は調理業務を第三者に委託していること等、当該地域デイサービス事業所の責任において食事提供のための体制を整えている場合は、地域デイサービス計画上食事の提供を行うこととなっている政令第17条第2号から第4号までに掲げる支給決定障がい者に相当する者（以下「低所得利用者」という。）に対して、1日につき420円を加算する。

3 1、3、5及び6については、利用者に対して入浴介助を行った場合は、1日につき400円を加算する。

4 利用者に対して、その居宅と地域デイサービス事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき540円を加算する。

5 地域デイサービス事業の利用者が同一の月に複数の地域デイサービス事業所又は移動支援事業及び日中一時支援事業を利用したときに、地域デイサービス事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合は、1月につき1,500円加算する。

6 利用者が短期入所を受けている間又は通所による施設支援を受けている間は、地域デイサービス費は、算定しない。

7 利用者の障がいの程度区分は次による。

ア 区分1 区分2及び区分3に該当しない程度

イ 区分2 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度、行動障がいをも有する程度又はこれらに準ずる程度

ウ 区分3 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度、著しい行動障がいをも有する程度又はこれらに準ずる程度

エ 上記アからウまでに係る日常生活動作についての支援度合の判断基準

項目	支援度合	判断基準
食事	全介助	食事の準備、摂食行為、後片付けについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	おかずを刻んでもらう等一部介助を要したり、又は、食事の準備、摂食行為、後片付けについて、常に見守り等の支援を必要とする。
排せつ	全介助	排せつや失禁の後始末について、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	便器に座らせてもらう等一部介助を要したり、又は、排せつや失禁の後始末について、常に見守り等の支援を必要とする。
入浴	全介助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、一部介助を要したり、又は、常に見守り等の支援を必要とする。
移動	全介助	目的地に着くまでつききりで手を引く等ほぼ全面的な支援を必要とする。
	一部介助	手を貸してもらう等一部介助を要したり、又は、目的地に着くまで見守りや時々声をかける等部分的な支援を必要とする。
<p>注意事項</p> <p>視覚障がい1級、聴覚障がい2級、音声機能・言語機能障がい3級の者は、区分2に該当するものとし、これらの者であって、他の障がいを併せ持つことにより、3つ以上の日常活動動作について一部介助を必要とするものは、区分3に該当するものとする。</p>		

第4 日中一時支援事業

1 日中一時支援A型（障がい者に対し、短期入所事業所等において、宿泊を伴わ

ない短期入所を行う事業)

(1) 所要時間4時間未満の場合

- ア 区分1 1, 230円
- イ 区分2 1, 560円
- ウ 区分3 2, 230円
- エ 重症心身障がい者 6, 000円

(2) 所要時間4時間以上8時間未満の場合

- ア 区分1 2, 450円
- イ 区分2 3, 120円
- ウ 区分3 4, 450円
- エ 重症心身障がい者 12, 000円

(3) 所要時間8時間以上の場合

- ア 区分1 3, 680円
- イ 区分2 4, 680円
- ウ 区分3 6, 680円
- エ 重症心身障がい者 18, 000円

注1 日中一時支援A型(障がい者)は、東海市地域生活支援事業サービス提供事業所として登録された事業所に対し算定する。

2 短期入所事業所等において、宿泊を伴わない短期入所を行った場合に、利用者の障がいの程度に応じて次に定める区分に応じ、それぞれ算定する。

「区分1」、「区分2」、「区分3」は、利用者の障がいの程度に応じた区分であり、次に掲げる区分とする。

- (1) 区分1 区分2及び区分3に該当しない程度
- (2) 区分2 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度、行動障がいを有する程度又はこれらに準ずる程度
- (3) 区分3 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度、著しい行動障がいを有する程度又はこれらに準ずる程度
- (4) 上記(1)から(3)までに係る日常生活動作についての判断基準

項目	支援度合	判断基準
食事	全介助	食事の準備、摂食行為、後片付けについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	おかずを刻んでもらう等一部介助を要したり、又は、食事の準備、摂食行為、後片付けについて、常に見守り等の支援を必要とする。
排せつ	全介助	排せつや失禁の後始末について、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	便器に座らせてもらう等一部介助を要したり、又は、排せつや失禁の後始末について、常に見守り等の支援を必要とする。
入浴	全介助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
	一部介助	洗身・洗髪、浴槽の出入りについて、一部介助を要したり、又は、常に見守り等の支援を必要とする。
移動	全介助	目的地に着くまでつききりで手を引く等ほぼ全面的な支援を必要とする。
	一部介助	手を貸してもらう等一部介助を要したり、又は、目的地に着くまで見守りや時々声をかける等部分的な支援を必要とする。
<p>注意事項</p> <p>視覚障がい1級、聴覚障がい2級、音声機能・言語機能障がい3級の者は、区分2に該当するものとし、これらの者であって、他の障がいを併せ持つことにより、3つ以上の日常活動動作について一部介助を必要とするものは、区分3に該当するものとする。</p>		

- 3 重症心身障がい者で算定できる場合は、重症心身障がい者が日中一時支援A型（重症心身障がい者）事業所として登録している事業所を利用したときとする。
- 4 利用者に対して、その居宅と日中一時支援事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき200円を加算する。低所得利用者に対して、食事の提供を行った場合は、1日につき420円加算する。
- 5 日中一時支援A型の利用者が同一の月に複数の日中一時支援A型事業所又は移動支援事業及び地域デイサービス事業を利用したときに、日中一時支援A型事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合は、1月につき1,500円加算する。
- 6 利用者が通所による施設支援を受けている間又は児童福祉施設に通所している間は、日中一時支援費は、算定しない。
- 7 重症心身障がい者の利用者が日中一時支援事業所で入浴のサービスを受けた

場合は、1日につき400円加算する。

- 8 重症心身障がい者の利用者が表1に規定する医療的ケア加算対象者である場合は、1日につき2,500円加算する。

表1 医療的ケア加算対象者

医療的ケア加算対象者とは、次の各号のいずれかに該当すると市長が認定する者
(1) 医師意見書に次の(ア)から(セ)までのいずれかの記入があった重症心身障がい者で、事業所内においてその処置が必要なもの
(ア) 点滴の管理
(イ) 中心静脈栄養 (IVH)
(ウ) 透析
(エ) ストーマの処置 (人工肛門)
(オ) 酸素療法
(カ) レスピレーター (人工呼吸器)
(キ) 気管切開の処置
(ク) 疼痛の看護
(ケ) 経管栄養 (胃ろう等)
(コ) モニター測定
(サ) じょくそうの処置
(シ) カテーテル
(ス) 吸引
(セ) その他、市長が(ア)~(ス)と同等の処置と認めるもの
(2) 前号に規定する者を除く者のうち、市長が当該者と同等と認めるもの

2 日中一時支援B型 (障がい児、重症心身障がい児)

(1) 障がい児

所要時間3時間程度を1回とし	区分1の場合	3,600円
	区分2の場合	4,600円

(2) 重症心身障がい児

ア 所要時間4時間未満の場合	6,000円
イ 所要時間4時間以上8時間未満の場合	12,000円
ウ 所要時間8時間以上の場合	18,000円

注1 日中一時支援B型 (障がい児、重症心身障がい児) は、東海市地域生活支援事業サービス提供事業所として登録された事業所に対し算定する。

2 利用対象者は、小学生、中学生、高校生に当る年齢の者を対象とした障がい児とする。

3 利用者に対して、その居宅又は学校と日中一時支援事業所との間の送迎を行

った場合は、片道につき200円を加算する。低所得利用者に対して、食事の提供を行った場合は、1日につき420円加算する。

- 4 障がい児の利用者が法第5条第4項に規定する行動援護の対象者である場合は、1日につき1,500円加算する。
- 5 日中一時支援B型の利用者が同一の月に複数の日中一時支援B型事業所及び移動支援事業を利用したときに、日中一時支援B型事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合は、1月につき1,500円加算する。
- 6 所要時間の算定に送迎時間を含むものとする。
- 7 重症心身障がい児の利用者が日中一時支援事業所で入浴のサービスを受けた場合は、1日につき400円加算する。
- 8 重症心身障がい児の利用者が表1に規定する医療的ケア加算対象者である場合は、1日につき2,500円加算する。

表1 医療的ケア加算対象者

- | |
|--|
| <p>医療的ケア加算対象児とは、次の各号のいずれかに該当する児</p> <p>(1) 医師意見書に次の(ア)から(セ)までのいずれかの記入があった重症心身障がい児で、事業所内においてその処置が必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none">(ア) 点滴の管理(イ) 中心静脈栄養 (IVH)(ウ) 透析(エ) ストーマの処置 (人工肛門)(オ) 酸素療法(カ) レスピレーター (人工呼吸器)(キ) 気管切開の処置(ク) 疼痛の看護(ケ) 経管栄養 (胃ろう等)(コ) モニター測定(サ) じょくそうの処置(シ) カテーテル(ス) 吸引(セ) その他、市長が(ア)～(ス)と同等の処置と認めるもの <p>(2) 前号に規定する者を除く者のうち、市長が当該者と同等と認めるもの</p> |
|--|

- 9 障がい児の利用者の障がいの程度区分は次により行う。

ア 区分1 (軽・中度) 区分2に該当しない程度

イ 区分2 食事、排せつ、移動、てんかん発作のうち、三以上の項目について全介助を必要とする程度、全ての項目で一部介助を必要とする程度、行動援護支給決定者、又はこれらに準ずる程度

ウ 上記ア、イに係る日常生活動作等についての判断基準

項目	支援度合	判断基準
食事	全介助 一部介助	食事の準備、摂食行為、後片づけ、過食について、付ききりで介助等の支援を必要とする。 おかずを刻んでもらう等一部介助を要したり、又は、食事の準備、摂食行為、後片づけについて、常に見守りや声かけ等の支援を必要とする。
排せつ	全介助 一部介助	排せつや失禁の後始末や衣服の着脱について、付ききりで介助等の支援を必要とする。 便器に座らせてもらう等一部介助を要したり、又は、排せつや失禁の後始末や衣服の着脱について、常に見守りや声かけ等の支援を必要とする。
移動	全介助 一部介助	車いすへの移乗や車いすを押すことを必要としたり、目的地に着くまで付ききりで手を引くなどほぼ全面的な支援を必要とする。 段差で車いすを押す等の介助や手を貸してもらう等一部介助を要したり、又は、目的地に着くまで見守りや時々声をかける等部分的な支援を必要とする。
てんかん発作	全介助 一部介助	週に1回以上、てんかん発作がある。 月に1回以上、てんかん発作がある。
※ 行動援護対象者については、区分2とする。		

- 1 0 障がい児の利用時間は3時間程度を1回とする。利用回数については1日に2回を限度とする。3時間を越える事業利用については、連続時間が4.5時間以上6時間未満の場合は、利用回数1.5回と算定し、6時間以上の場合は、利用回数2回と算定する。
- 1 1 重症心身障がい児で算定できる場合は、重症心身障がい児が日中一時支援B型(重症心身障がい児)事業所として登録している事業所を利用したときとする。